

にみて、依然として里親最貧国であることが示されているが、10年前より委託率は2倍に増加していることが明らかとなり、今後の増加が期待できる。

### 研究協力者の論文

1. 英国：英連合王国の育成委託児童のケアに関する統計 小松満貴子
2. ドイツ：ドイツの児童ならびに少年援助統計 里親養育 高橋由紀子
3. フランス：フランスの児童社会援助を受ける子どもと若年成人の統計的実態 菊池 緑
4. イタリア：イタリアにおける脱施設化と里親委託率の動向 小谷 真男
5. アメリカ：米国の要保護児童のケアに関する統計 小松満貴子
6. カナダ(B.C.)：カナダーブリティッシュ・コロンビア州ーの社会的養護のもとにあら未成年者と若年成人の統計的実態 森 和子
7. オーストラリア：オーストラリアの家庭外ケアのもとにあら未成年者と若年成人の統計的実態 森 和子
8. 香港における社会的養護の現状 金 潔
9. 上海：中国における社会的養護の現状(上海と中国全体) 金 潔
10. 台湾：台湾の里親制度と里子の健康状況 湯沢 雍彦
11. 韓国：韓国の里親制度ー親族里親と民間の里親支援機関 平田美智子
12. 日本：日本の社会的養護の動向と統計的実態 菊池 緑

### 参考文献

平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（湯沢雍彦代表） 13-243ページ

表1 里親委託率の国際比較

平成14年度報告(湯沢)

国または都市	英連合王国	ドイツ	フランス	イタリア	アメリカ	カナダ (BC州)	オーストラリア	香港	上海	台湾	韓国	日本
調査年(2000年前後)				1999			2002					
a. 総人口(万人)	5,942	8,202	5,924	5,767	28,323	414	1,852	666				12,710
b.家庭外ケア児童数(人)	76,000	120,191	111,400	25,145	588,000	10,088	18,880	2,000				35,800
c.家庭養護児童数(人)	49,300	46,261	59,000	10,200	450,914	5,906	17,271	670				2,157
d. b に対する家庭養護児童の割合(%)	64.8	38.5	53	40.6	76.7	58.5	91.5	33.5				6
e.aに対する家庭養護児童の割合(人口1万人)	8.2	5.6	10	1.8	15.9	14.3	9.3	1				0.17
f.aに対する家庭外ケア児童の割合(人口1万)	12.8	14.7	18.8	4.4	20.8	24.4	10.2	3				2.8

平成23年度報告(開原)

調査年	2009	2010	2009	2008	2010	2007	2011	2010	2010	2010	2010	2010
a. 総人口(万人)	6,159	8,160	6,430	6,004	38,750	430	2,283	706	1,400	2,302	4,888	12,752
b.家庭外ケア児童数(人)	83,355	112,576	130,680	30,700	407,355	9,271	37,648	3,054	2,200	5,524	8,590	36,450
c.家庭養護児童数(人)	59,722	56,726	71,705	15,200	313,729	5,892	35,201	1,754	1,700	1,905	3,748	4,373
d. b に対する家庭養護児童の割合(%)	71.7	50.4	54.9	49.5	77	63.6	93.5	57.4	77.3	34.5	43.6	12
e.aに対する家庭養護児童の割合(人口1万人)	9.7	7	11.2	2.5	9.6	13.7	15.4	2.5	1.2	0.83	0.77	0.34
f.aに対する家庭外ケア児童の割合(人口1万)	13.5	13.8	20.3	5.1	10.5	21.6	16.5	4.3	1.6	2.4	1.76	2.85
年齢	18歳未満	18歳未満	20歳以下	18歳未満	20歳以下	18歳以下	18歳未満	21歳以下	18歳未満	18歳未満	18歳以下	18歳未満

注

- 対象年齢は、14年度報告にあわせて記載している。英国、ドイツとイタリアのみ14年度のデータの修正を行った。
- 家庭外ケア児童とされているものの中で、通所型のものたとえば ドイツのディグループは除外した。
- 日本の家庭外ケア児童は、里親委託児を含めた家庭養護児童と乳児院・児童養護施設在籍児をとりあげている。
- 家庭養護とは、里親、親族里親、養子縁組前提里親、ファミリー・ホーム等の家庭を基本とする養護とする。
- 韓国の場合には、少年少女家庭、養子もいれている。
- オーストラリア、カナダは先住民の家庭養護児童比率が大きい。
- 台湾の調査は財團法人台湾児童・家庭扶助基金会によるもので、他の機関ではデータが公表されていない。
- 日本の家庭外ケア児童数、および家庭養護児童の割合の数値は、平成24年1月31日発表の数値訂正報告に従った。

図1 総人口に対する家庭外ケア児童の割合(人)(人口1万人)

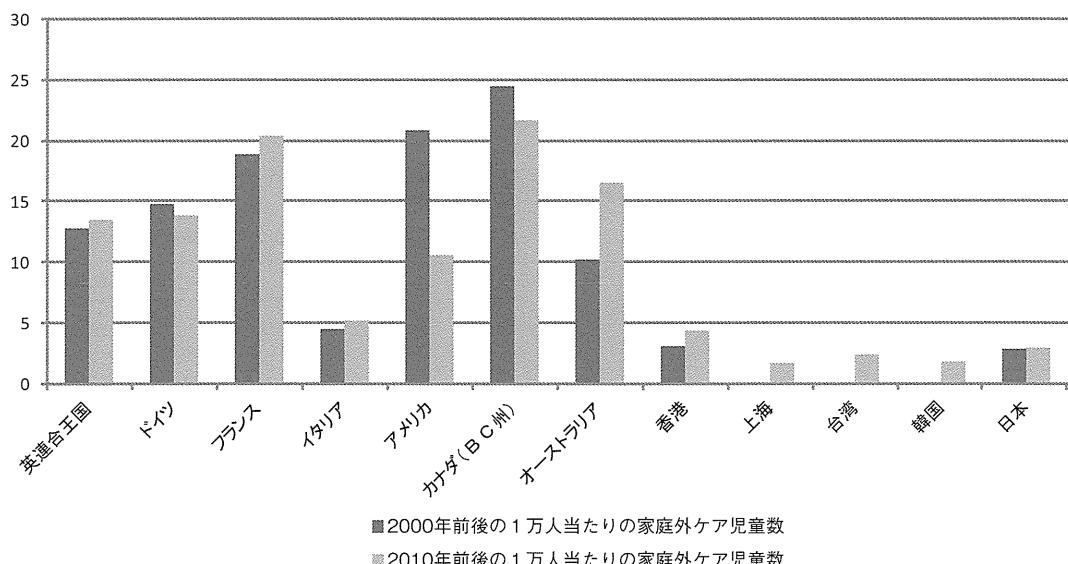


図2 総人口に対する家庭養護児童の割合（人）(人口1万人)

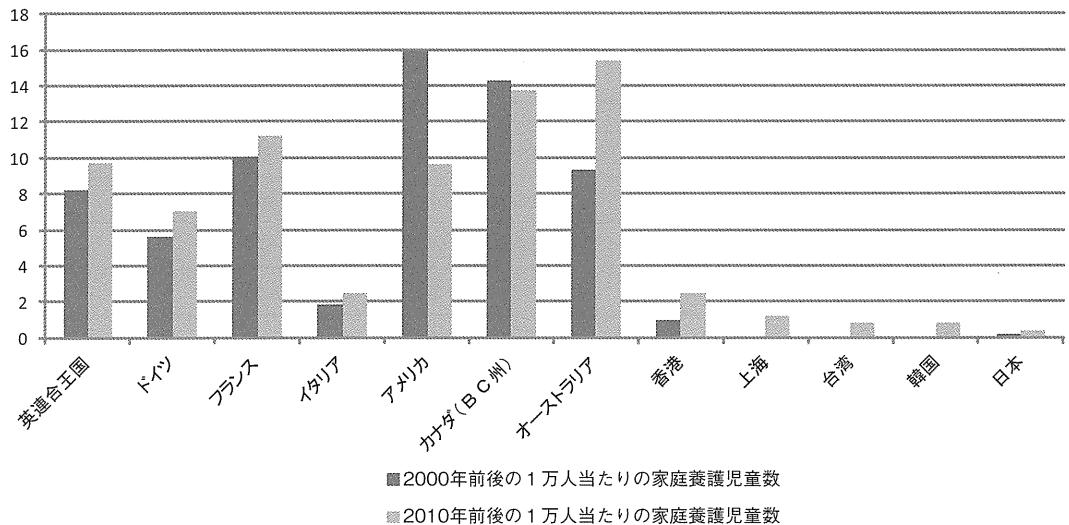
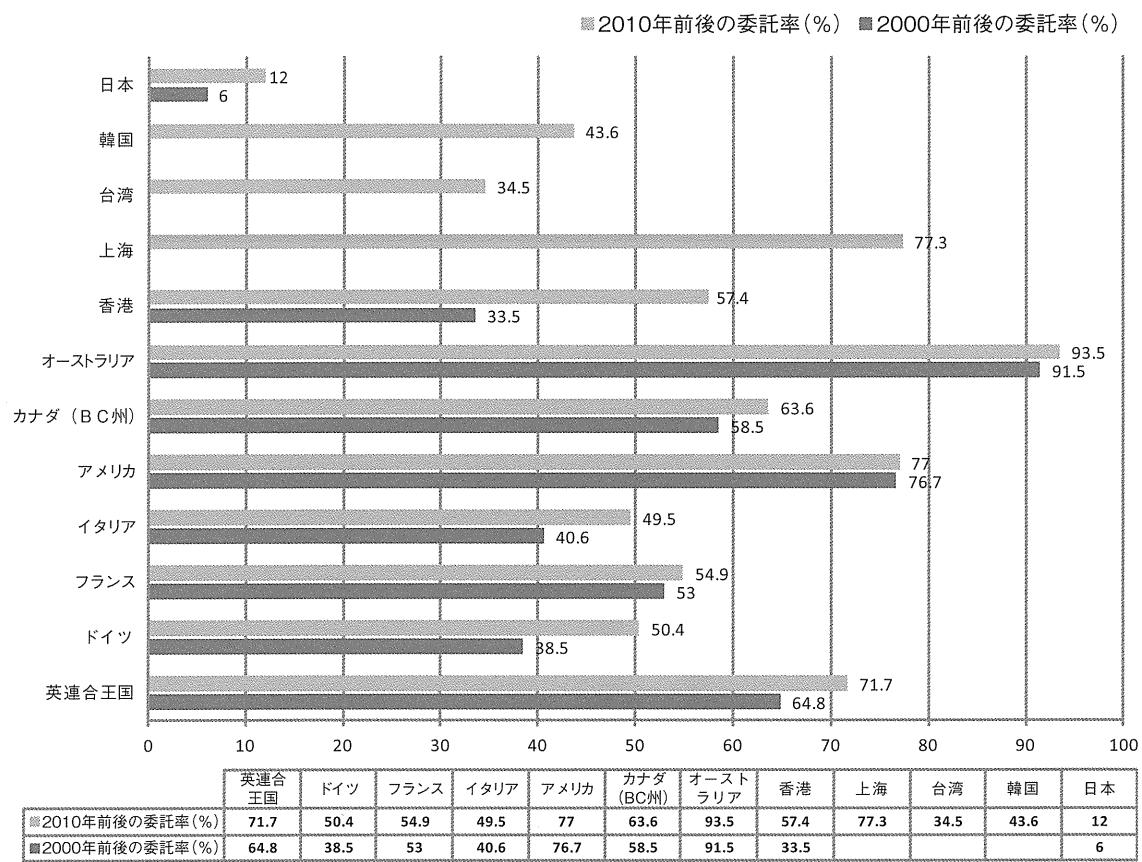


図3 里親等家庭委託率の国際比較



# 英連合王国の育成委託児童のケアに関する統計

研究協力者 小松 満貴子

英連合王国を構成する四つの国において育成委託児童の管轄は、それぞれイングランドでは、the Department for Education (DfE) 教育省、ウェルズでは、the Welsh Assembly Government(WAG) ウェルズ議会、スコットランドでは、the Scottish Government(SG) スコットランド政府、北アイルランドでは、the Department of Health, Social Service and Public Service (DHSSPS)、北アイルランドでは、健康、社会サービス、公的サービス省である。社会的ケアを受けている育成委託児童をlooked after children、またはchildren looked after(CLA)と呼んでいるが、名称は同じでも、統計に計上される児童の定義は異なり、それぞれの政府がデータを別々に収集して公表している。そのため、この統計数字を全国的に厳密に比較することは難しい。したがって、この報告では、四カ国比較をするのは、表1のみとし、後は、人口の84%を占めるイングランドについて報告する。

要保護児童に関する統計データが得られるサイトは、イングランドでは、<http://www.dcsf.gov.uk/rsgateway/DB/SFR/s000878/index.shtml>、ウェルズでは、<http://wales.gov.uk/topics/statistics/headlines/health2009/hdw200908262/>、スコットランドでは：<http://scotland.gov.uk/Publications/2010/02/22133946/0>、北アイルランドでは、[http://www.dhsspsni.gov.uk/index/stats\\_research/stats-cib-pub/children\\_statistics/stats-cib-children\\_order.htm](http://www.dhsspsni.gov.uk/index/stats_research/stats-cib-pub/children_statistics/stats-cib-children_order.htm)となっている。

準拠法は国連子どもの権利条約 (The United Nations Convention on Right of the Child-CRC) の内容を見据えて新たに制定されたものである。イングランドとウェルズには、1989年児童法 (England and Wales Children Act 1989)、スコットランドには1995年児童法 (Children (Scotland) Act 1995)、北アイルランドには、1995年児童法(Children Order 1995)がある。

## I 地方自治体の育成委託児童(CLA)の定義

- \*イングランドとウェルズは1989年児童法22項(1)により、地方自治体が措置をしてその受け入れ先を定めた児童及び同法20項により地方自治体が家庭や施設に託置している者であって、短期のケアは除かれる。
- \*スコットランドでは1995年児童法による3種の措置に相当するものをいう。(a) 同法25条による託置、(b)児童に対する聴聞によりスーパービジョンが必要とされる場合、または(c)同法第2部第2章～4章により地方自治体が責任をもって行う決定により保護に置かれる児童である。
- \*北アイルランドでは、1995年児童法第4部により24時間以上ケアをした児童すべてを意味するので、短期も含まれる。

## II 要保護児童のデータ収集法

イングランド：SSDA903 (Social Service Department Activity903:イングランドの地方自治体の要保護児童調査) 2009年以後児童の健康、違法行為、薬物使用に関する情報収集が地方自治体に求められ、the Children in Need Census in England (イングランド要保護児童調査) にイングランドの152のすべての地方自治体のデータが収集されている。

ウェルズ：育成委託児童は3種に分類されてきた。AD1(自治体のケアから解除され養子になった者)、OC1(自治体のケアを離脱し教育施設に入っている者)、OC3(19歳以上のケア解除者)。しかし2010年以後はイングランド同様の調査(the children in Need Census)によっている。

スコットランド：一定期間にケアを受けた18歳未満の対象者すべてを含む。レスパイトのため一泊だけ家庭外ケアを受けた者も含まれるのは特徴的。

北アイルランド：児童法に基づいて収集された統計の対象者は4種に分類されている。OC1(調査対象期間に16歳以上になりケアを解除された者)、OC2(年度末にケア期間が12ヶ月以上の者)、OC3(19歳以上のケア解除者)、AD1(自治体のケアから解除され養子になった者)。各準拠法の内容については上記のサイトでているが、ここには省略する。

### III 主要データ

#### 1 英連合王国全体

表1のデータは共通して得られるものを見るため2009年でとっている。この時点で育成委託児童(家庭外ケア児童)は83,355人、人口10,000人当たりの割合は13.5人となる(総人口61,595,000人)。家庭養護児童は、里親委託、友人・親戚委託、養子縁組準備委託を合わせて59,722人であり、育成委託児童総数に対する委託率は71.6%である。

地方自治体別には、対10,000人当たりの割合はスコットランドが最も多く、順にウェルズ、北アイルランド、イングランドとなっているが、上述のように計上対象が異なるので単純に比較できない。前述のようにスコットランドは子どもの意見を聞いてのthe Child Hearing、スーパービジョン付き在宅が多く、また短期ケアも含むがイングランド、ウェルズは含まない。

#### 2 イングランドにおける最近の傾向

\*2011年3月末の要保護児童(children in need)は、382,400人で、対児童10,000人の割合は346.2人。前述のようにこの数には健康上の問題を抱えている児童も薬物使用の問題のある児童、違法行為のある少年も含るので多くなっている。地方自治体レベルで見るなら、その割合は非常に格差があり、少ない所はウィルシャイア(Wilshire)の171.3人から多い所はハーリンゲイ(Haringey)の1272.4人となっている。

\*2010年3月末における措置児童数は64,400人で、2009年より6%、2006年より7%、2000年より10.8%増加している。(表3)

\*2010年3月末までの1年間に社会的養護が開始した児童は、27,800人、前年比8%増、2006年比13%増である。

\*2010年3月末までの1年間に社会的養護を解除された児童は、25,100人でこれは前年の25,000人とほぼ同じである。

\*要保護理由で最も多いのは虐待又はネグレクトである。尚統計局の2011年3月末の集計(OSR26/2011 Statistical Release)によれば、児童保護計画(a child protection plan)の対象になっている児童49,000人の中でその理由で最も多いのがネグレクトで42.2%、次が心理的

虐待で27.3%、身体的虐待は13%となっている。(同集計図4、表19)

\*2010年3月末における措置児童の73%は里親委託されている。これは前年比9.8%増、2006年比13.2%増となっている。しかし養子縁組は同年2,300人で2009年2,700人、2006年が3,000人であったのに比べ減少傾向にある。

\*同時点で措置が決まっていない要保護児童(unaccompanied Asylum seeking Children UASC)は、3,400人で2009年比12%減少している。

\*12歳以上18歳未満で母親になった少女は、350人で前年と同数で、2006年比では18%増加している。

\*要保護児童の性別比較では常に男子の方が20～30%多くなっている。年齢では10～15歳が最も多く、次に5～9歳、1～4歳、16歳以上、1歳未満の順になっている。

出所：DfE: Characteristics of Children in Need in England, 2010-2011, Final

表1 英連合王国における地方自治体育成委託児童の処遇類型別統計(2009年3月末)

	育成委託児童総数		コ ミ ュ ニ テ イ ケ ア									
			里親委託		友人・親戚へ		養子縁組準備委託		親と同居(再統合)		その他	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
イングランド	60,900	100	37,200	61	6,800	11	2,700	4	4,200	7	2,330	0
スコットランド	15,288	100	4,741	31	3,042	20	—	—	5,924	39	—	—
ウェールズ	4,704	100	3,632	77	—	—	—	—	486	10	381	8
北アイルランド	2,463	100	1,607	65	—	—	—	—	467	19	81	3
全国	83,355	100	47,180	55	9,842	12	2,700	3	11,077	13	2,792	1

	施設ケア									
	子どもの家		教育施設		青少年の家		その他の施設		施設ケア合計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
イングランド	6,100	7	1,000	3	—	0	730	3	7,830	13
スコットランド	—	—	—	—	—	—	—	—	1,580	10
ウェールズ	—	—	—	—	—	—	—	—	205	4
北アイルランド	—	—	—	—	—	—	—	—	308	13
全国	—	—	—	—	—	—	—	—	9,923	12

出所：DfE A review of the comparability of statistics of children looked after by local authorities in the different countries of the United Kingdom

\*児童数は原則として短期ケアを除外している。スコットランドではスーパー・ビジョン付きの在宅ケアを地方自治体の措置の一つとして含む。この点他の3国と異なる。即ちこれら3国では「親と同居」とは再統合を意味する。

北アイルランドは「親と同居」と「友人・親戚と同居」を合わせた数が19%である。養子準備家庭とその他は3%である。

\*コ ミ ュ ニ テ イ ケ アの「その他」は地域により様々である。イングランドとウェールズでは自立生活と施設雇用を含む。

\*施設ケアの「その他」にはNHSトラスト、母子寮、ファミリーセンター、刑務所を含む。

表2 育成委託児童の託置先内訳(2006～2010・3月末 イングランド)

年度	実数					割合%				
	2006	2007	2008	2009	2010	2006	2007	2008	2009	2010
措置児童数	60,300	60,000	59,400	60,900	64,400	100	100	100	100	100
里親等家庭委託	41,700	42,100	42,000	43,900	47,200	69	70	71	72	73
同一自治体内親族・友人	5,300	5,100	5,000	4,900	5,200	9	9	8	8	8
自治体斡旋	19,900	19,900	19,600	20,000	20,800	33	33	33	33	32
他機関斡旋	2,000	2,400	2,800	3,300	4,100	3	4	5	5	6
他自治体へ親族・友人	2,000	1,900	1,900	1,900	2,000	3	3	3	3	3
自治体斡旋	5,400	5,300	5,200	5,900	6,300	9	9	9	10	10
他機関斡旋	7,000	7,400	7,500	7,900	8,700	12	12	13	13	14
養子縁組準備委託	3,000	2,700	2,900	2,700	2,300	5	5	5	4	4
親許委託(家族再統合準備)	5,400	5,100	4,600	4,200	4,200	9	9	8	7	6
自立生活等	1,700	1,700	1,900	2,100	2,300	3	3	3	3	4
入所施設(子どもの家等)	6,700	6,500	6,200	6,100	6,200	11	11	11	10	10
その他の施設*	580	590	570	730	970	1	1	1	1	2
教育施設	1,200	1,100	1,100	1,000	1,000	2	2	2	2	2
逃亡等	140	150	130	120	110	—	—	—	—	—
その他	120	90	70	100	120	—	—	—	—	—

\*母子寮、家族センター、病院、少年院・監獄等

\*2009年の里親等家庭委託数が表1のイングランドの数字と異なるのは表1では親戚・友人への委託が別記のため

資料出所：Department of Education: Statistical First Release 2009-2010 England Sumary Tables

表3 1996～2010年15年間の要保護児童のケア開始数、解除数、年間養子縁組成立数の推移(イングランド)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
3月末現在の要保護児童総数	50,700	51,500	53,300	55,500	58,100	58,800	59,600	60,800	61,300	61,000	60,300	60,000	59,400	60,900	64,400
ケア開始数	32,100	29,800	29,500	28,000	28,300	25,000	25,100	24,700	25,000	24,900	24,600	24,000	23,300	25,700	27,800
ケア解除数	32,300	30,100	29,000	26,700	26,600	24,900	25,300	24,300	25,700	26,000	25,900	25,000	24,500	25,000	25,100
3月末までの年間養子縁組成立数	1,900	1,800	2,200	2,100	2,700	3,100	3,400	3,500	3,800	3,800	3,700	3,300	3,200	3,300	3,200

出所：SSDA903

註：1 数字は100桁で丸くしている。

2 古い報告書の数字とは異なる。それは主にその後の地方自治体の修正のためである。

3 1998年から2003年の数字は3分の1サンプルに基づいている。

4 最初にその年に児童がケアが開始された場合のみを計上している。

5 ケア解除は年間何回かケアを解除された場合は最終回のみを計上している。

# ドイツの児童ならびに少年援助統計－2010年統計より－

研究協力者 高橋 由紀子

ドイツの「児童ならびに少年援助統計」Statistiken der Kinder- und Jugendhilfeは、1991年1月1日から施行されている社会法典第8編の「児童ならびに少年援助法」Gesetz zur Neuordnung des Kinder- und Jugendhilferechts-KJHG, Achtes Buch Sozialgesetzbuch (SGB VIII) を法的根拠として毎年、連邦統計局Statistisches Bundesamtから公表される。今回の調査研究の対象となるデータは、そのうちの「教育援助、精神障害を有する若者のための統合援助、若年成年者のための援助 里親養育」Erzieherische Hilfe, Eingliederungshilfe für seelisch behinderte junge Menschen, Hilfe für junge Volljährige Vollzeitpflege から引用した。

## 1. 教育援助とは

伝統的に要保護児童対策としてドイツの少年援助の中心であった教育援助は、現行法である「児童ならびに少年援助法 (SGBVIII)」(1991年1月1日から施行) の下で、児童の発達のために適切かつ必要ならば、親の請求にしたがって開始される。そして、父母、児童・少年自身が少年局の専門職員や援助を提供する民間団体の職員、里親や施設職員など援助関係者とともに援助プロセスを共同で形成することが法で求められるのである。

教育援助の給付の形態は「家庭内での援助(非入所型)」と「家庭外での援助(入所型)」の二つに分けられる。家庭内での援助には、教育相談、ソーシャルグループワーク、教育補佐と世話、社会教育学的援助 (Sozialpädagogische Familienhilfe) がある。ソーシャルグループワークおよび教育補佐と世話の類型の援助は、少年裁判所法の指示で開始される非行少年を対象とする援助でもあるが、最近は非行少年だけでなく、発達障害や行動障害を抱える児童を対象とする割合が増えてきた。

社会教育学的援助はSGBVIIIにより新たに導入された援助類型で、援助の名宛人は家族全体であり、援助は当該家族の家庭で日常生活の中で行われる。対象となる家族の特徴として、低学歴、貧困、劣悪な住宅および生活環境、ひとり親家庭、子だくさん、親の依存症などが挙げられる。様々な援助機関とのコンタクトの仲介をし、父母の教育能力を向上させ、家族間のコミュニケーションを促進し、家族全体の生活条件を改善することによって児童・少年が家庭外に託置されるのを防ぐことを目的とする。

2010年には、児童(13歳まで)、少年(満14歳以上17歳)、および若年成年者(満18歳以上26歳)全体で51万9,000人のために新たに教育援助が開始された。このうち、13歳までの児童は約36万7,000人で71%近くを占めた。教育援助の66%は教育相談で、31万4,000人の若者が新たに相談を利用した。

なお、教育援助の対象は原則として17歳以下の児童・少年であるが、18歳で成年に達した後26歳までは例外的に若年成年者も自ら教育援助を請求することができる（社会教育学的家族援助とデイグループを除く）。

## 2. 家庭外で行われる教育援助の類型

SGBVIIIは上述した家庭内での援助の他に「家庭外での援助」として入所型の援助を用意している。子はできる限り実親家庭で成長することが望ましいので、SGBVIIIは伝統的な里親養育とハイムなど小規模施設入所型養育のほかに、家庭補充型の援助として日中の一定時間滞在型のデイグループ型の援助を開始した。2010年には、17,589人が未成年者を対象とするデイグループ

の形での援助を受けていた。デイグループでの教育の主たる目的は、家庭で充足されないきちんとした世話の提供、学校教育の補習・促進、社会的行動の育成、相談やセラピーの手配であるが、家族が危機的状況にあるときは数日間児童を滞在させたり、家庭復帰した児童が家庭に完全に統合されるまでの期間の親の負担軽減を目的とすることもある。

伝統的な入所型の教育援助は里親養育と小規模ホームでの養育であるが、8歳以下の児童は圧倒的に里親家庭に委託されていることが[表1]より明らかである。どのような種類の里親を用意するかは州により異なるが、ほとんどの州が、緊急里親、短期里親、長期里親、療育里親を整備している。ドイツ法では養子縁組里親は養子法の領域で扱われる所以、教育援助における里親には含まれない。近年、療育里親や緊急里親のような専門教育を受けたプロフェッショナルの里親の必要性が増している。また、扶養義務を負う親族(たとえば祖父母)も教育援助の枠内での里親となることができる。

1991年にSGBVIIIが施行されて以来のこれら三類型の援助の利用状況を概観すると、里親養育の比率は38%前後で大きな差はないが、ハイムなど施設養育の割合が減少し(1991年には56%、2001年には51%、2010年には43.7%)、デイグループでの教育の割合は増加している(1991年には5%、2001年には12%、2010年には12.2%)。

さらに、もっとも困難な生活状況にある若者のために「集中的な社会教育学的個別の世話(Intensive sozialpädagogische Einzelbetreuung)」が用意されている。これは、通常の援助では目的が達せない、売春、アルコール・薬物依存、摂食障害、ホームレス、暴力傾向など深刻な問題を抱えている少年や若年成人者に住居を提供し、自立できるように専門家が付ききりで世話をする援助である。

[表1] 2010年12月31日現在の家庭外での教育援助数

年齢と国籍	全体数	デイグループ	里親家庭	ハイムなど小規模施設	集中的社会教育学的個別の世話
全体数	144,718	17,589	60,451	63,191	3,487
1歳未満	1,287	25	1,033	229	—
1歳～2歳	5,769	228	4,777	764	—
3歳～5歳	12,197	460	9,529	2,208	—
6歳～8歳	18,118	3,571	10,034	4,513	—
9歳～11歳	27,216	7,811	10,840	8,449	116
12歳～14歳	29,933	4,336	10,540	14,535	522
15歳～17歳	35,645	1,158	9,973	23,046	1,468
18歳～20歳	13,505	—	3,480	8,775	1,250
21歳以上	1,048	—	245	672	131
17歳以下合計	130,165	17,589	56,726	53,744	2,106
18歳以上合計	14,553	—	3,725	9,447	1,381
少なくとも父母の一方が外国人のケース	34,067	4,994	11,937	16,009	1,127
家族内で主としてドイツ語が使用されていないケース	14,805	2,419	4,029	7,776	581

[表2] 養育委託開始件数・終了件数・12月31日現在の委託数

年齢・国籍	養育委託開始件数	終了件数	12月31日現在の委託数
全体	15,251	13,241	60,451
1歳未満	2,106	562	1,033
1歳～2歳	2,538	1,216	4,777
3歳～5歳	2,870	1,845	9,529
6歳～8歳	2,073	1,506	10,034
9歳～11歳	1,676	1,305	10,840
12歳～14歳	1,737	1,625	10,540
15歳～17歳	1,701	2,057	9,973
18歳～20歳	544	2,884	3,480
21歳～26歳	6	241	245
17歳以下合計	14,701	10,116	56,726
18歳以上合計	550	3,125	3,725
少なくとも父母の一方が 外国人のケース	3,299	2,780	11,937
家族内で主としてドイツ語 が使用されていないケース	1,231	1,056	4,029

### 3. 親族家庭か他人の家庭か

里親委託されている60,451人の児童・少年と若年成年者のうち、22.4%にあたる13,524人は親族の家庭に委託され、他方、親族関係にない他人の家で暮らしている児童と若年成年者は77.6%の46,927人であった。17歳以下のグループも18歳以上のグループとともに親族家庭に委託されている割合は22.4%であった。未成年者を年齢別に細かく観察すると、1歳未満はわずかに12.2%であるが、年齢が上がるにつれて親族家庭への委託率は高くなり、15歳～17歳のグループでは28.4%であった。

### 4. 里親委託を開始させた者または機関

2010年12月31日に里親家庭で暮らしていた60,451人の児童・少年と若年成年者たちがどのような経路で委託に至ったかを調べると、もっとも多いのは少年局や社会サービス局を通じてで64.7%（39,096人）、次が父母の申請で18.5%（11,204人）、その他（5%）を除くと3位は裁判所・検察官・警察の関与（3.5%）であった。その他に、学校／幼稚園・保育所や医師／診療所／健康局の関与もあった。全体の45%近くで包括的または部分的な監護権の剥奪が行われていた。

### 5. 主たる養育委託開始理由(ただし、複数の理由が重複している)

以下は養育委託開始の主たる理由の一覧であるが、一つのケースでいくつかの理由が重複している。最も多いのが家庭内の虐待とネグレクトであった。

- 子の福祉の危険(例：家庭内でのネグレクト、身体的・心理的・性的暴力) 16,206件
- 社会的、健康上、経済的困難のため家庭内での児童の育成、世話、配慮が不十分 9,086件
- 世話をしてくれる大人の病気、入所、拘禁、死亡、未成年者単独での入国 8,876件
- 父母の教育能力不足(例：教育不安定、教育学的負担、不適切な甘やかし) 7,612件
- 父母自身が抱える問題(例：精神病、依存症、知的もしくは精神障害) 5,527件
- 家族内の葛藤(例：父母の別居・離婚、面会交流・監護権紛争、実親子間・継親子間の紛争、移民を背景とする葛藤状況) 1,537件
- 若者の問題行動(例：非社会的行動、孤立、家出、攻撃性、薬物・アルコール消費、非行・犯罪) 665件

8. 若者の発達障害・精神的問題(例：発達遅滞、不安、強迫、自傷行動、自殺願望)	807件
9. 学校や職場での問題(例：作業能力不足、集中力不足、ADS、多動、登校拒否、怠学、高度な才能)	287件
10. 管轄変更により他の少年局に移管	9,848件

#### 引用・参考文献

- Statistisches Bundesamt, Wiesbaden 2011,  
Statistiken der Kinder- und Jugendhilfe Erzieherische Hilfe, Eingliederungshilfe für seelisch behinderte junge Menschen, Hilfe für junge Volljährige Vollzeitpflege 2010
- Statistisches Bundesamt,  
16 JAHRE KINDER- UND JUGENDHILFEGESETZ IN DEUTSCHLAND Ergebnisse der Kinder- und Jugendhilfestatistiken Erziehrische Hilfen 1991 bis 2006 "Von der Erziehungsberatung bis zur Heimerziehung"
- 高橋由紀子「ドイツの里親制度(Ⅰ)」『里親制度の国際比較』湯沢雍彦編著 第5章
- 高橋由紀子「「児童ならびに少年援助法」の概要」『子の権利保護のためのシステムの研究—実体親権法と児童福祉法制の連動のあり方—』平成17年度-18年度科学研究費補助金(基盤研究(C)一般)研究成果報告書 11～23頁

【養護児童数及び里親委託率などの実態の国際比較調査】  
フランスの社会的養護のもとにある未成年者と若年成人の統計的実態  
—2009年度の国の統計から—

研究協力者 菊池 緑

フランスの児童社会援助に関する統計で、現在、インターネットで公表されているものには、統計局 (Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques DREES) の2009年度の統計をもとに、2011年4月20日に公表された《事業報告・Les bénéficiaires de l'aide sociale départemental en 2009》(作成者：Françoise Borderies et Françoise Trespeux) がある。その23頁以下に児童社会援助を受けた子どもに関する統計と説明が載せられている。

フランスは、本土を行政的に区分した95の県と海外にある4つの県、uadeloupe, Martinique, Guyane およびRéunionから成る共和国で、2011年1月1日現在の人口は65,026,885人、2009年1月1日では 64,303,000人である。統計の概要は、本土と海外県を区別して報告しているので、それに従って以下では紹介したい。

## 1. フランス本土において児童社会援助を受けている未成年者と若年成人

フランス本土で、児童社会援助機関 l'Aide sociale à l'Enfance (l'ASE) より児童保護制度に基づいて援助されている子どもと若年成人は、2009年12月31日現在で288,500人がいる。その50%は育成支援 l'action éducativesを受け、他の50%は託置措置Les mesures de placementを受けている。社会援助l'Aide socialeとは、税金を原資として特別の援助を必要とする者が社会連帯の精神に基づいて権利として受給することのできる公的扶助である。

### (1)育成支援

50%を占める育成支援には、在宅育成支援l'action éducative à domicile (AED) と開放的環境における育成支援 l'action éducative en milieue ouvert (AEMO)がある。

AEDは、子どもの家庭において行われる育成支援で、家族とソーシャルアクション法第L221-1が規定するl'ASEの任務の観点からすると、大きく2つの目的がある。

一つは、未成年者とその家族又は親権から解放された未成年者と21歳以下の若年成人を育成的及び精神的に支援することである。これは、l'ASE又は育成支援事業を許可された機関に所属するソーシャルワーカー（中でも、特別エデュケータと心理士）によって行われ、とくに親権を行使する親を支援することがその仕事となっている。（例えば、子どもとその親の関係、施設との関係、特に、学校との関係を改善するために支援し、助言する。）

もう一つは、家庭外への子どもの託置を予防する目的がある。託置が避けられないときには、託置を準備し、さらに託置から家庭復帰するときには、その準備を支援することである。

他方、AEMOは、民法375条の育成扶助制度の枠内で児童判事が決定し、裁判所の命令でその専門機関により実行されるもので、AEDと同じ目的を追求する。AEDとの違いは、それを親や家族の合意がなくても行えることである。

### (2)託置措置(家庭外ケア)

L'ASEを介して行われる託置措置は2つのタイプがある。  
— 行政措置：家族の申立て又は合意に基づいて県会議長（日本の県知事に相当）が決定する養

護措置。

— 司法措置：児童判事の決定で行われる養護措置。この場合、決定された措置はl'ASEに委任され、l'ASEのもとにある諸機関によって実行される。そのほか親権委譲、親権の部分的制限および国の後見をl'ASEに付託する措置も行っている。また、非行少年に関する1945年のオルドナンスに基づく判事による(非行少年の)託置措置も含まれる。

司法措置には、判事が行政機関を介さず施設又は信頼ある第三者への直接託置する場合も特定の個人又は施設へ親権を委譲する場合もある。これらの措置に必要な費用は、l'ASEが負担しているが、託置業務にl'ASEは関与しない。

表1 フランス本土でl'ASEの名目で保護された未成年者と若年成人

		2005年	2009年	増加率
【行政措置】	国家被後見子(養子縁組が可能な児童)	2,407	2,176	-10%
	未成年者の一時保護	10,873	13,708	26%
	若年成人(18～20歳)の一時保護	16,330	17,266	6%
	小計	29,610	33,150	12%
【司法措置＊】	l'ASEに親権を委譲	2,929	3,307	13%
	県の関係機関による孤児の後見	3,554	2,952	-17%
	親権の部分的制限	不明	35	—
	児童判事からl'ASEへ託置を委任	80,927	87,048	8%
	小計	87,410	93,342	7%
養護児童合計		117,046	126,457	8%
【司法措置＊＊】	児童判事による直接託置	21,689	17,989	-17%
l'ASE保護児童総数		138,735	144,446	4%

\* 親権の部分的制限を含む措置    \*\* 託置費はl'ASEが負担。

出典：DREES-Enquête Aide sociale 2009

表1は、2005年度と2009年度にフランス本土でl'ASEの名において保護された未成年者と若年成人の実数と比率である。2005年から2009年の間では、養護児童数が8%増加している。行政措置の中では、国家被後見子が減少している。児童判事による措置がl'ASEから措置された養護児童126,457人に対して69%を占めている。これは心身の発達が危険な状態にある子どもを親の合意がなくても保護することができる強制的措置である。

### (3)年齢

養護児童を年齢層別にみると、10歳までの子どもが47%を占め、11～15歳をピークに16歳以上の年齢層が31%と少なくなっている。日本では16歳以上はわずか1%に過ぎないが、フランスでは16歳以上が31%である。これらの子どもを受け入れる施設がよく整備されているからではないだろうか。

表2 年齢別にみたl'ASEに保護された子どもと若年成人の数

	6歳以下	6～10歳	11～15歳	16～17歳	18歳以上	合計
児童数	18,050	28,715	40,721	21,299	17,671	126,457
比率	14%	23%	32%	17%	14%	100%

出典：DREES-Enquête Aide sociale 2009

#### (4) 養護形態

表3 養護形態別に見た養護児童の数と比率

養護形態	2005年		2009年		推移 2005-2009
	実数	比率	実数	比率	
里親家庭 famille d'accueil	64,252	55.00%	68,663	54.30%	7%
施設 Etablissements	44,010	37.60%	48,611	38.45%	10%
指導者付住宅 Ado 1 escents autonomies	3,967	3.30%	3,731	2.95%	-6%
他の生活形態 Autres modes d'hébergement	4,817	4.10%	5,452	4.30%	13%
養護児童合計	117,046	100.00%	126,457	100.00%	8%

出典：DREES-Enquête Aide sociale 2009

2009年度では、養護児童の54%は里親のもとで生活し、38%が施設で生活している。フランスでは里親はケアワーカーの専門職として社会的に認められているため、いわゆる親族里親は制度化されていない。施設には、県と民間の施設があり、民間施設は県から認可され、その運営を財政的に援助されている。その他の生活形態には、自立した青少年のための指導者付住宅や学校寮等が含まれている。その他の生活形態は施設ケアとは区別されて統計では示されている。

#### (5) 施設の種類

表3の施設には次の6つの形態の施設がある。入所児童数は以下の通りである。

表4 各種施設で生活する子どもの数

	本土県	海外県	合計
特別教育施設 Etablissement d'éducation spéciale	2,272	33	2,305
養護施設 Maison d'enfant à caractère sociale	34,356	609	34,965
児童ホーム Foyer de l'enfance	6,950	236	7,186
社会福祉系乳児院	1,242	86	1,328
医療保健施設	702	8	710
Lieu de vie	3,089	27	3,116
措置児童数	48,611	999	49,610

出典：DREES-Enquête Aide sociale 2009

- 特別教育施設は、ハンディキャップ（知的障害、視聴覚障害、運動機能障害、行動障害、複合障害など）のある20歳までの者を日中又は24時間受け入れている施設で、入所するためには《ハンディキャップのある者の権利と自立委員会》の許可を必要としている。
- 児童養護施設MECSは、孤児院を前身とする育成施設で、行政的な一時保護に多く利用されている。行政的保護は基本的に親又は若年成人の合意に基づいて行われる。
- 児童ホームは、一時保護又は緊急保護機能も有し、子どもの状態を観察することのできる県又は民間の施設を含んでいる。フランスでは、日本の児童相談所のように相談機関に一時保護所が付設されていないため、一時保護と観察機能のある施設を必要としている。
- 医療保健施設は、医療センターおよび地方の医療施設等を含む治療施設。
- Lieu de vie（生活の場）は、自営業者（例：農業経営や乗馬センター等）が、施設、家庭等に適応の難しい青少年を3～5人の定員で受入れ、日常生活を共にしながら、青少年の自立にその職業を役立てようとする比較的新しい形態の施設である。

## 2. 海外県において児童社会援助を受けている未成年者と若年成人の状態

表4 海外県の養護児童の状態

2009年12月31日現在

		児童数	比率(%)
【行政措置】	国家被後見子(養子縁組可能児童)	88	
	未成年者の一時保護	463	
	若年成人の一時保護	437	
	小計	988	23.4
【司法措置】	I'ASEに親権を委譲	140	
	県の関係機関による孤児の後見	146	
	親権の部分的制限	43	
	児童判事からI'ASEへ託置を委任	2,906	
	小計	3,235	76.6
【養護形態】	里親家庭	3,042	72.0
	施設	999	23.6
	指導付住宅	59	1.3
	他の生活形態	123	2.9
【年齢】	6歳未満	601	14.2
	6～10歳	946	22.4
	11～15歳	1,418	33.5
	16～17歳	687	16.2
	18歳以上	571	13.5
合計		4,223	100%

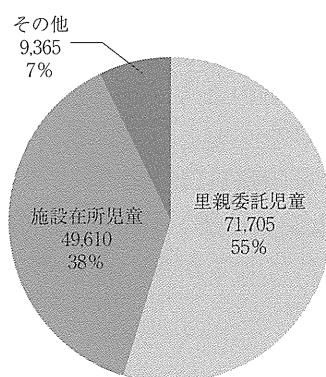
出典：DREES-Enquête Aide sociale 2009

本土県と海外県の養護児童の状態には、全体的に大きな違いがないが、海外県では、里親委託児童が72%と比率が高いのに対し、本土県では、54%と低い。

## 3. 全国における里童委託児童の比率と人口比

本土と海外県を合わせたフランス全土の家庭養護と施設養護の養護児童総数に対する2009年度の比率は、里親委託児童が55%、施設在所児童が38%、その他が7%である。

全国の託置先別養護児童 2009年12月31日現在



	本土県	海外県	全国
里親委託児童	68,663	3,042	71,705 ( 55%)
施設在所児童	48,611	999	49,610 ( 38%)
その他	9,183	182	9,365 ( 7%)
養護児童合計	126,457	4,223	130,680 (100%)

出典：DREES-Enquête Aide sociale 2009

## ◎養護児童及びその中の里親委託の過去10年間の変化

2008年国勢調査の人口	2009年12月31日現在の養護児童数	人口1万当たりの養護児童数
63,753,000人	130,680人	20人
1999年国勢調査の人口	1999年12月1日現在の養護児童数	人口1万当たり養護児童数
5,852,000万人	111,400人	19人となる。
2008年国勢調査の人口	2009年12月1日現在の里親委託児童数	人口1万当たりの養護児童数
63,753,000人	71,705人	11人
1999年国勢調査の人口	1999年12月1日現在の里親委託児童数	人口1万当たり里親委託児童数
5,852,000万人	59,000人	10人

家庭外に措置された養護児童総数及び里親委託児童は、1999年と2010年を比べると、人口一人当たりでは、大きな変化がない、10年前に比べるとその数は1人増加している。里親委託率は1999年度では53%であったが、2010年では55%と高くなっている。養育の事情に難しい子どもが増えている中で、里親委託を促進する努力が行われているからではないだろうか。

## 4. 国家被後見子の養子縁組について

2009年度では、国家被後見子は、本土県と海外県を合わせると2,268人である。法律的に養子縁組が可能となる国家被後見子の現状とその養子縁組については、ウェブサイトEnfance & Familles d'adoption ([www.adoptionefa.org/index](http://www.adoptionefa.org/index))が詳細に述べているので、紹介しておきたい。

2,268人の国家被後見子がその法的身分を国から与えられた条件は以下の通りである。

- ・38%は、親子関係が不明(確立されていない) 8%が孤児
  - ・14%が、両親又は片親が国家被後見子とすることを希望し、子をl'ASEに引渡している
  - ・12%が親権の完全な剥奪 28%が法律的遺棄宣告がなされていること。施設や里親等に委託した子どもを1年以上親が故意に顧みないことが証明されると、裁判所が遺棄を宣告し、養子縁組が可能になる。
- 一 国家被後見子の平均年齢は2.3歳である。
- 一 このうちの816人が養子縁組前提で養親資格者又は里親の家庭に委託されている。うち78%は養親資格者へ委託され、12%は子どもを養育してきた里親へ委託されている。
- 一 養子縁組前提で委託された子どもの79%は1歳未満であった。
- 一 養子縁組前提で委託されない理由は、
- ・子どもの現状が(里親関係で)満足できる状態がある。
  - ・養子となる準備が子どもにできていない。(縁組の精神的後遺症。子どもの拒否)
  - ・法律的関係又は実親子関係が継続している。
  - ・50%以上が特別ニーズのある子ども(悪い健康状態、ハンディキャップ、年齢、きょうだいのいる子ども)であって、養親資格者がその受け入れを希望していない。
- 一 仏家族省は、国家被後見子の養子縁組に関する情報システムをつくり、その促進を目指しているが、特別ニーズのある子どもの縁組はあまり進んでいない。

### 【参考文献】

- 1) Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques DREES, Série Statistiques : *Les bénéficiaires de l'aide sociale départemental en 2009*は、以下のウェブサイトで見ることができます。[www.sante.gouv.fr/IMG/pdf/seriestat156.pdf](http://www.sante.gouv.fr/IMG/pdf/seriestat156.pdf)

- 2) 平成14年厚生労働科学研究報告「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」(主任研究者：湯沢雍彦)  
2003年
- 3) 中川高男「フランスの里親制度(I)」、菊池緑「フランスの里親制度(II)」湯沢雍彦編著『要保護児童養子  
斡旋の国際比較』ミネルヴァ書房、2004年
- 4) 菊池緑「フランスの養子縁組斡旋制度とその実態」湯沢雍彦編著『要保護児童養子斡旋の国際比較』日本  
加除出版株式会社、2007年、養子と里親を考える会編『新しい家族・50号』2007年
- 5) 菊池緑「里親委託の不調を予防するフランスの取り組み」『里親と子ども』Vol.6 2011.10, 明石書店

# イタリアにおける脱施設化と里親委託率の動向

研究協力者 小谷 真男

## 1. イタリアにおける児童の社会的養護

イタリアにおける養子縁組・里親委託・養護施設などに関する現行法は、1983年法律第184号「家族に対する未成年者の権利」である。

その第1章「未成年者の養育委託」(第1条～第5条)において、「家族的養育委託」(affidamento familiare. いわゆる「里親委託」に該当する)と、福祉施設(istituto)入所等について定めている。里親委託と施設入所を合わせて、イタリアでは「養育委託」(affidamento)という。なお「未成年者」とは、イタリアでは、18歳未満の児童を指す。

養育委託の手続は、親権者などの同意がある場合の協議にもとづく家族的養育委託と、捨子や虐待など同意が欠けている場合の未成年者裁判所(tribunale per i minorenni)における裁判にもとづく養育委託(この場合、家族的養育委託か施設入所措置のどちらかになる)との二つに大別される。親権者の同意がある場合は、地方自治体の社会サービス担当部局などが養育委託の措置を取る。ただし後見裁判官(giudice tutelare)による執行命令が必要である。親権者の同意が欠けている場合は、養育委託の措置を取るために親権に一定の制約を加えざるをえないため、裁判という司法的手続が要請されることになる。

養育委託は、里親委託であれ施設入所であれ、一時的に適切な家族的生育環境を欠いている子どもの扶養・教育・知育を保障するための社会的養護の制度である。そこで、イタリアでは、2年を超える期間の委託は原則的に禁止されている。また受託者(里親ないし施設)は、子どもとその本来の両親との関係をサポートして、できるかぎりその子が生来の家族に再び戻れるよう努力しなければならないと明文で規定されている。

近年の養育委託措置件数を表1に整理した。養育委託措置総件数は、おおむね毎年3,500件から4,000件弱、それぞれの年ごとの里親委託率は、70%から80%程度を推移していることが分かる。ただし、この数字は、言わば「フロー」に該当するものであり、単年度ごとの動きを示しているに過ぎないと注意が必要である。

## 2. 脱施設化の推進

1983年法では、児童の社会的養護の望ましい形態として、特定の私的家族への養育委託(その中でもすでに未成年子がいるような家族への委託がより望ましいとされているが、子どものいない家族、さらには単身家族でも可)、次いでグループホームなどへの養育委託、それらがすべて困難な場合に限って施設入所措置が認められる、と順位付けされていた。

それでも他の西欧諸国と比べて、イタリアではなかなか里親委託率が上らなかった。そこで、2000年法律第328号「社会福祉基本法」および2001年法律第149号による1983年法改正により、定員12名以上の入居型児童福祉施設を2006年末までに全面閉鎖するという「脱施設化(deistituzionalizzazione)政策が推進されることになった。

このドラスティックな法改正を受けて、各施設は、入所児童の引き取り手となる里親・養親等を探したり、デイセンターやファミリー・グループホーム等への衣替えに取組んだりしたが、実際には資金難などの理由のため2006年末という期限に間に合わないケースもあった。他方、フィレンツエの全国児童青少年調査研究センター(Centro nazionale di documentazione e analisi per l'infanzia e l'adolescenza)内部に設置された「脱施設化モニター常設班」は、その後の脱施設化の進捗状況を継続的に調査し、結果を発表してきた。その最新版報告書によると、

2009年3月の時点で、なお運営中の大規模施設は全国でわずか3カ所（プーリア州に1カ所、シチリア州に2カ所）、その3つの施設に入所している児童数も実際には計15人にすぎないというレベルまで達したことが明らかになった。イタリアにおける「児童施設」は、今や、グループホーム的な小共同体か、定員12名以下の小規模施設しか残っていない。実際、一施設当たりの子どもの現員数は、2008年12月31日現在で、全国平均5.5名である。イタリアの児童福祉サービスにおける脱施設化という課題は、当初の予定より数年ずれこんだものの、一応はほぼ達成されたといえよう。

しかし、脱施設化の目標が達成されたということになれば、ますます家族的養育委託（里親委託）の運用が今後は重要になってくる。政府、養育委託サービス全国連絡会議、自治体、全国児童青少年調査研究センターから構成されるプロジェクトチームによって、家族的養育委託制度を普及させるための新たな全国キャンペーン「養育委託への歩み（Un percorso nell'affido）」が立ち上がり、全国各地での連続シンポジウム、パンフレットやリーフレットの新規作成など一連の普及促進活動が精力的に進められている。

### 3. 家族外ケア児童の数と里親委託率

以上を前提に、実際に家族的養育委託の状態にある児童数（里子の数）と、上述したようなグループホームや小規模の施設等で暮らす児童の数、すなわち、言わば「ストック」に該当する「家族外ケア児童数」の動向（1999年、2007年、2008年のデータ）をまとめたものが、表2である（全国児童青少年調査研究センター提供の統計データによる）。

2008年末の数字で、里子の数は約15,200、グループホームや小規模施設入所児童が約15,500人、里親委託率は49.5%となっている。1999年は40.6%だったので、長期的には上昇傾向にあるが、2007年末段階では一旦55.6%まで達していたことを考えると、2008年はやや低下した。これには、EU圏外から流入する大量の移民・難民の子どもたち、とくに「保護者のいない外国人未成年者」（minori stranieri non accompagnati）を暫定的にでも各種施設で受け入れているという事情が関係していると思われる（表3も参照）。

#### 文献資料

- Centro nazionale di documentazione e analisi per l'infanzia e l'adolescenza (2009) , *Monitoraggio: La chiusura degli istituti per minori in Italia. Aggiornamento sullo stato di attuazione al 31 marzo 2009.*
- Centro nazionale di documentazione e analisi per l'infanzia e l'adolescenza (2009) , *Bambini e adolescenti in affidamento familiare e accolti nei servizi residenziali: Rassegna coordinata dei dati al 31 dicembre 2007 delle Regioni e delle Province autonome. Aggiornamento sullo stato di attuazione al 31 marzo 2009.*
- Ministero del lavoro e delle politiche sociali (2011) , *Quaderni della ricerca sociale 9: Bambini fuori dalla famiglia di origine. Dimensione, caratteristiche, sistemi di raccolta dati.*
- 小島晴洋・小谷眞男・鈴木桂樹・田中夏子・中益陽子・宮崎理枝(2009)『現代イタリアの社会保障』旬報社.  
小谷眞男ほか(2010)「イタリア」『世界の社会福祉年鑑2010』旬報社.  
[http://www.minori.it/tavole\\_statistiche](http://www.minori.it/tavole_statistiche) (全国児童青少年調査研究センター提供の統計データ・ウェブサイト)

表1. 養育委託に関する未成年者裁判所および後見裁判官の措置件数(全国計、1995–2007年)

\*「家族的養育委託」とは、日本でいう「里親委託」に該当する。  
 \* ここでいう「施設」とは、グループホームや比較的小規模の各種居住型施設であることに注意。一施設当たりの入居児童数は全国平均で5.5名程度である。イタリアでは定員12名以上の児童施設は2009年3月31日までにほぼ消滅した。

年次	未成年者裁判所による司法的措置件数 (親権者などの同意が欠けている場合)				後見裁判官による措置件数 (親権者などの同意がある場合)	総計	
	家族的養育委託	施設入所	小計	家族的養育委託率(里親委託率) %		家族的養育委託	養育委託措置率(里親委託率) %
1995	857	996	1,853	46.2	1,043	2,896	65.6
1996	890	1,236	2,126	41.9	1,039	3,165	60.9
1997	922	1,293	2,215	41.6	1,085	3,300	60.8
1998	1,029	1,413	2,442	42.1	1,312	3,754	62.4
1999	1,177	1,486	2,663	44.2	1,259	3,922	62.1
2000	811	n.d.	n.d.	-	1,340	n.d.	n.d.
2001	671	1,526	2,197	30.5	1,563	3,760	59.4
2002	819	958	1,777	46.1	1,526	3,301	71.0
2003	866	727	1,593	54.4	1,498	3,091	76.5
2004	789	1,169	1,958	40.3	1,629	3,587	67.4
2005	969	1,013	1,982	48.9	1,928	3,910	74.1
2006	853	677	1,530	55.8	2,082	3,612	81.3
2007	574	1,095	1,669	34.4	2,253	3,922	72.1

データ出所: Elaborazione Centro nazionale di documentazione e analisi per l'infanzia e l'adolescenza su dati Istat

2009年9月データ更新

表2. 家族的養育委託の状態にある未成年者および施設で暮らしている未成年者(州別、2008年12月31日現在、1999年と2007年の対照データ)

\*「家族的養育委託」とは、日本でいう「里親委託」に該当する。  
 \* 「施設」とは、グループホームや比較的小規模の各種居住型施設。一施設当たりの入居児童数は全国平均で5.5名程度。イタリアでは定員12名以上の児童施設は2009年3月31日までにほぼ消滅した。

州および自治県	家族的養育委託の状態にある未成年者数	施設で暮らしている未成年者数	計	0-17歳人口1000人当たりの家族外ケア未成年者数の割合	施設入所未成年者1名あたりの里親成年者数の割合	家庭外ケア児童総数に対する家庭養護児童数の割合(%)	総人口	人口1万人当たりの家庭養護児童の割合	人口1万人当たりの家庭外ケア児童の割合
Piemonte	1,643	841	2,484	3.7	2.0				
Valle d'Aosta	44	14	58	2.8	3.1				
Lombardia	2,238	1,450	3,688	2.3	1.5				
Provincia Bolzano	184	143	327	3.3	1.3				
Provincia Trento	98	270	368	3.9	0.4				
Veneto	823	844	1,667	2.0	1.0				
Friuli-Venezia Giulia	138	428 <sup>(a)</sup>	566	3.1	0.3				
Liguria	633	522 <sup>(b)</sup>	1,155	5.2	1.2				
Emilia-Romagna	1,227	1,084 <sup>(b)</sup>	2,311	3.5	1.2				
Toscana	1,319	685	2,004	3.6	1.9				
Marche	304	565	869	3.5	0.5				
Umbria	192	242	434	3.2	0.8				
Lazio <sup>(c)</sup>	1,252	1,987	3,239	3.4	0.6				
Abruzzo	250 <sup>(d)</sup>	392	642	3.0	0.6				
Molise	29	58	87	1.7	0.5				
Campania <sup>(e)</sup>	1,090	1,660	2,750	2.3	0.7				
Puglia	1,409	1,400 <sup>(f)</sup>	2,809	3.7	0.7				
Basilicata	66	179	245	2.4	0.4				
Calabria <sup>(g)</sup>	450	570	1,020	2.8	0.8				
Sicilia	1,364	1,700 <sup>(h)</sup>	3,064	3.2	0.8				
Sardegna <sup>(i)</sup>	450	420	870	3.4	1.1				
全国(2008年12月31日現在)	15,200	15,500	30,700	3.0	1.0	49.5	60,045,068	2.5	5.1
cfr. 2007年12月31日現在	16,304	13,037	29,341	3.2	1.3	55.6	59,619,290	2.7	4.9
cfr. 1999年12月31日現在	10,200	14,945 <sup>(k)</sup>	25,145	2.5	0.7	40.6	57,679,895	1.8	4.4

(a) 保護者のいない外国人児童263名を含む。

(b) 2007/12/31のデータ

(c) 2009/12/31のデータ

(d) 2005年のデータにもとづく推定値

(e) 州内の一部不明地域に関する推定値

(f) 施設定員数と2008年の入所児童数にもとづく推定値

(g) 2005年のデータにもとづく推定値

(h) 施設定員数にもとづく推定値

(i) 州内の調査票未回答施設に関する推定を含む数値

(k) 1998/12/31のデータ

データ出所: Elaborazione Centro nazionale di documentazione e analisi per l'infanzia e l'adolescenza su dati Regioni e Province autonome

2011年3月データ更新